

許可04第15号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都東村山市廻田町 1-2-17

氏 名 千葉企業株式会社
代表取締役 千葉 久典

(法人にあつては、主たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名)

清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条第6項の規定により下記のとおり許可する。

令和4年4月1日

清瀬市長職務代理者

清瀬市副市長 瀬谷 真



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
特定家庭用機器廃棄物
- 2 収集運搬の区別 収集・運搬
- 3 運搬先 柳泉園組合 東邦運輸㈱ 等
- 4 区域 清瀬市内
- 5 許可の有効期間 令和4年4月 1日から
令和6年3月31日まで
- 6 許可の条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令並びに清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例・施行規則を遵守すること。
 - (2) 再資源として活用できるものは、可能な限り分別し有効活用を図ること。
 - (3) 清瀬市の行政区域外の廃棄物が混入しないよう明確に遂行すること。
 - (4) 次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。
 - ア 法令、条例又は規則の規定に違反したとき。
 - イ 偽りその他の不正の行為により許可を受けたとき。
 - ウ 許可基準(清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規

則第31条の規定)に該当しなくなったとき。

エ 正当な理由がなく1月以上業務の全部若しくは一部を休止したとき。

オ その他市に著しく不利益を及ぼす行為をしたとき。

(5) 次の各号の一に該当するときは、許可証を返還すること。

ア 許可の有効期間が満了したとき。

イ 許可を取り消されたとき。

ウ 業を廃止したとき。

エ 業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

(6) 申請時の記載内容に変更が生じたときは、速やかに届け出ること。

(7) 許可区域

清瀬市内の排出事業者に限る。又排出事業者の追加・変更が生じた場合、収集先一覧表を提出すること。

変 更 事 項			
変更年月日 及び 文書番号	件 名	変更内容	印

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に清瀬市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、清瀬市を被告として（訴訟において清瀬市を代表するものは清瀬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。）。